

広島県告示第百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和三年三月二十九日までの間、縦覧に供する。

令和三年三月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

福山鞆線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
福山市水呑町字中村丙一九五五番地先から 福山市水呑町字中村丙一九五五番地先まで	八・一〇〇 〇・三〇〇	八・一〇〇 ・二〇〇		二・〇〇〇	拡幅